

「平成 30 年 7 月豪雨岡山県災害義援金」募集要綱(第 2 版)

社会福祉法人岡山県共同募金会

1 趣旨

平成 30 年 7 月 6 日から 8 日にかけての大雨に伴う浸水等により被害を受けた被災者への援護の一助として義援金を募集することとなりました。

これを受けて、岡山県共同募金会（以下「本会」という）においても「平成 30 年 7 月豪雨岡山県災害義援金」の募集を行うこととします。

2 義援金の名称

平成 30 年 7 月豪雨岡山県災害義援金

3 募集期間

平成 30 年 7 月 10 日（火）から平成 30 年 12 月 28 日（金）まで

4 義援金の振込窓口について

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
ちゅうごく 中国銀行	本店営業部	(普)3538946	おかやまけんきょうどうぼきんかいへいせい30ねんごううさいがいぎえんきん 岡山県共同募金会平成30年豪雨災害義援金
ゆうちょ銀行	00960-6-311322		

※中国銀行本・支店間の窓口からの振込手数料は無料となります。

※ゆうちょ銀行の本・支店及び郵便局窓口からの振込手数料は無料となります。

※上記以外の他銀行からの振込みや ATM、ネットバンキング等を利用した場合の振込手数料は有料です。

※救援物資の取扱いはい行いません。

5 義援金の税制上の取扱い

この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。

確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に本募集要綱を添えてご提出ください。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、別紙「領収書希望者名簿」に必要事項を記入の上、本会へ送付ください。後日、領収書を発行いたします。

[該当する税制優遇措置]

- ・所得税法第 78 条第 2 項第 1 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 1 号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び同法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄付金」に該当

6 義援金の配分

お寄せいただいた義援金は、岡山県、日本赤十字社岡山県支部、本会等で構成される推進本部でとりまとめ、被災地の各市町村を通して被災者へ配分します。

7 現金書留による義援金の送付

〒700-0807

岡山県岡山市北区南方 2-13-1 きらめきプラザ 3 階

社会福祉法人岡山県共同募金会

※現金書留封筒に「救助用郵便」と明記してください。郵便料金が免除されます。

問い合わせ先

社会福祉法人岡山県共同募金会

TEL : 086-223-0065 FAX : 086-223-0083